

防災対策について

Ⅱ. 要配慮者への支援

1. 全般（国の状況等）

- 平成25年6月 東日本大震災の教訓を踏まえ「災害対策基本法」が改正され、以下の内容が示された。
 - ①用語の変更：災害時要援護者⇒要配慮者、避難行動要支援者
 - ・要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
 - ・避難行動要支援者：要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
 - ②「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化
- 平成25年8月 災害対策基本法に基づき、内閣府が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を公表し、各自治体に対し全体計画および避難支援個別計画作成を推奨
- 平成29年6月 「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化

2. 品川区の対応

(1) 避難行動支援

- ①避難行動要支援者名簿の作成（平成18年度から作成）
毎年度、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に配付
- ②品川区要配慮者支援全体計画の策定
平成28年2月に区の要配慮者の支援における基本的な考え方や方針を整理した「品川区要配慮者支援全体計画」を策定し、要配慮者支援体制を強化
- ③避難行動要支援者支援体制構築補助事業（平成28年度～令和2年度）
防災区民組織の中から毎年度5団体をモデル団体として防災コンサルタントを派遣し、避難支援個別計画作成等を支援。また、本事業で得られた知見や事例をもとに「手引き」を作成し全防災区民組織に配付
- ④避難誘導ワークショップの実施支援（平成15年度から実施）
避難行動要支援者を車いす等で避難所まで避難誘導し、危険箇所、問題点、避難ルートや避難誘導方法の確認を行う避難誘導ワークショップを支援
- ⑤要配慮者利用施設の避難確保計画作成・避難訓練の支援
要配慮者利用施設の避難体制を強化するため、要配慮者施設指定等を準備

(2) 避難生活支援

- ①避難所運営マニュアルに区民避難所における要配慮者への配慮を記述
 - ・要配慮者スペースの確保
 - ・本人同意の上で、周囲の避難者・運営者に障害等の特性がわかるように配慮
 - ・障害等の特性に応じた配慮事項
- ②二次避難所・福祉避難所の指定
 - ・二次避難所：区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設（シルバーセンター、心身障害者福祉会館、保育園等）
 - ・福祉避難所：区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設（社会福祉施設等）

※直接自宅から、二次避難所、福祉避難所等に搬送することも想定
- (3) その他
 - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき合理的配慮の庁内統一ルールに沿った対応に努めている。

3. 今後の方向性

- ・避難行動要支援者支援体制構築補助事業で得られた課題を整理し、令和3年度以降の支援体制を検討していく。
- ・区福祉部と連携し、災害時における要配慮者の避難行動および避難生活の支援体制の充実を図る。

